

技能労務職に係る総合的な点検・見直しについて（取組方針）

本市においては、技能労務職の業務のあり方、服務管理等について、「市政改革実行プラン」や「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」に基づき改革を進めています。また、給与構造改革による給料表の引下げなど、給与についても常に点検・見直しを実施しています。この取組方針は、市民サービスの向上や業務の効率化、人事、給与、服務などの各分野での取組をまとめ、技能労務職に係る点検・見直しの現状と方向性を示すものです。

1 現状

- (1) 技能労務職の職員数 1, 702人（平成19年4月1日時点）
- (2) 技能労務職の給与等の状況
 - ア 給料については、環境業務職行政業務職給料表を適用し、毎年1月1日に勤務成績に応じて4号給を基本として昇給させています。
また、「京都市職員給与条例」等に基づき、各種手当を支給しています。
 - イ 平成19年度から環境業務職行政業務職給料表の水準を4.3%引き下げています。

2 基本的な考え方

より市民満足度の高いサービスを効率的に提供できるよう、業務のあり方や実施手法、人事、服務管理等について、関連する方針に掲げる改革を着実に推進するとともに、様々な角度から常に点検し、見直しを進めます。

また、これらの改革も踏まえて、給与については、国、他の地方公共団体、民間の同種の業務に従事する者との均衡を踏まえつつ、法の趣旨に沿った適正な制度であるよう常に点検し、適宜、見直しを行います。

3 取組内容（平成20年度の主な取組項目）

- (1) 技能労務業務のあり方を検証し、市民サービスの向上と業務の効率化を一層進める観点から、労力提供型業務への民間活力の導入を推進しつつ、技能労務職業業務の再構築に取り組みます。
- (2) 技能労務職業業務の再構築を進めるため、当面、全庁的に採用を凍結します。
- (3) 職場風土の活性化、意欲向上等のため、業務の特性を的確に反映した重点的な研修の実施、表彰制度の拡充、長期在職者に対する人事異動等を実施します。
- (4) 人事委員会とも連携し、市内民間企業や国、他の地方公共団体における技能労務職の給与の状況等の把握方法を検討します。

技能労務職の給与等の状況

(単位:歳・円・十人)

職務区分 年齢	清掃職員		用務員		自動車運転手		守衛		電話交換手		その他技能労務職員	
	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数
～ 17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18 ～ 19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20 ～ 24	240,930	1	-	-	-	-	-	-	-	-	*	(5人未満)
25 ～ 29	289,212	5	*	(5人未満)	-	-	-	-	-	-	258,849	1
30 ～ 34	358,304	19	311,705	1	356,098	(5人未満)	*	(5人未満)	315,893	1	318,578	4
35 ～ 39	415,505	20	349,652	2	391,928	1	410,470	1	370,143	1	373,415	4
40 ～ 44	480,958	16	386,862	3	463,875	2	550,878	(5人未満)	412,932	1	430,266	4
45 ～ 49	512,729	11	427,794	2	500,537	2	566,899	1	421,138	(5人未満)	465,316	4
50 ～ 54	556,676	11	449,029	2	494,827	2	552,505	(5人未満)	468,755	1	478,961	4
55 ～ 59	569,129	19	502,535	4	514,663	4	553,974	1	500,527	1	486,498	6
60 ～ 64	-	-	*	(5人未満)	-	-	-	-	-	-	-	-
65 ～	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	461,420	103	427,247	13	487,121	12	511,701	3	412,926	3	425,116	27
平均年齢	43.1		48.2		50.2		46.6		44.4		45.4	

※平均給与月額は、給料月額のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当など、月ごとに支払うこととされている全ての諸手当を含んだ額である。

※人数については、十人単位(十人未満四捨五入)であり、1人以上5人未満の場合は「(5人未満)」としている。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は個人情報が特定されるため、平均給与月額の欄をアスタリスク(*)としている。

※数値のない欄については、すべて「ハイフン(-)」としている。

※平成19年4月分の数値である。

[参考]

市内民間の給与等の状況

(単位:歳・円)

職 種	平 均 年 齢	平均給与月額
廃棄物処理業従業員	40.4	401,400
用務員	50.7	197,400
自家用乗用自動車運転手	56.9	330,600
守衛	61.5	197,400
内線電話交換手	37.7	218,700

※ 上記の数値は平成19年7月3日付け総務省公表資料によるが、本市とは企業規模、業務内容、雇用形態等の違いがある。